

議案第 33 号

湯梨浜町課設置条例等の一部を改正する条例について

次のとおり、湯梨浜課設置条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 5 年 3 月 2 日提出

湯梨浜町長 宮 脇 正 道

湯梨浜町条例第 号

湯梨浜町課設置条例等の一部を改正する条例

(湯梨浜町課設置条例の一部改正)

第1条 湯梨浜町課設置条例(平成16年湯梨浜町条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(課の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の課を置く。</p> <p>総務課</p> <p><u>まちづくり企画課</u></p> <p><u>デジタル・みらい戦略課</u></p> <p><u>町民生活課</u></p> <p>子育て支援課</p> <p>産業振興課</p> <p>建設水道課</p> <p>健康推進課</p> <p>長寿福祉課(地域包括支援センター)</p> <p>総合福祉課</p>	<p>(課の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の課を置く。</p> <p>総務課</p> <p><u>企画課</u></p> <p><u>町民課</u></p> <p>子育て支援課</p> <p>産業振興課</p> <p>建設水道課</p> <p>健康推進課</p> <p>長寿福祉課(地域包括支援センター)</p> <p>総合福祉課</p> <p><u>みらい創造室</u></p>

(湯梨浜町議会委員会条例の一部改正)

第2条 湯梨浜町議会委員会条例(平成16年湯梨浜町条例第196号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改

正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
別表（第2条関係） 【別記参照】	別表（第2条関係） 【別記参照】

【別記】

改正後

名称	委員定数	所管事項
総務産業常任委員会	6人	総務課、 <u>まちづくり企画課</u> 、 <u>デジタル・みらい戦略課</u> 、出納室、 <u>町民生活課(税務関係)</u> 、産業振興課、建設水道課、国民宿舎に関する事項及び他の常任委員会に属しない事項
教育民生常任委員会	6人	<u>町民生活課(税務関係を除く)</u> 、子育て支援課、健康推進課、長寿福祉課(地域包括支援センター)、総合福祉課、教育委員会に関する事項
略		

改正前

名称	委員定数	所管事項
総務産業常任委員会	6人	総務課、 <u>企画課</u> 、出納室、 <u>町民課(税務関係)</u> 、産業振興課、建設水道課、 <u>みらい創造室</u> 、国民宿舎に関する事項及び他の常任委員会に属しない事項
教育民生常任委員会	6人	<u>町民課(税務関係を除く)</u> 、子育て支援課、健康推進課、長寿福祉課(地域包括支援センター)、総合福祉課、教育委員会に関する事項
略		

(湯梨浜町景観条例の一部改正)

第3条 湯梨浜町景観条例(令和3年湯梨浜町条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第28条 審議会の庶務は、 <u>まちづくり企画課</u> において処理する。	(庶務) 第28条 審議会の庶務は、 <u>企画課</u> において処理する。

(湯梨浜町環境審議会条例の一部改正)

第4条 湯梨浜町環境審議会条例(平成16年湯梨浜町条例第138号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第8条 審議会(部会を含む。)の事務は、 <u>町民生活課</u> において処理する。	(庶務) 第8条 審議会(部会を含む。)の事務は、 <u>町民課</u> において処理する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。